

第35号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表研修医研修支援資金の項免除の条件の欄第1号中「）とき」の次に「（第3号に該当する場合を除く。）」を加え、同欄第2号中「とし」を削り、「1年間とする。）（」を「1年間とし、これらの期間のうち」に改め、「従事したとき」の次に「（次号に該当する場合を除く。）」を加え、同欄中第4号を第5号とし、同欄第3号中「前号」を「第2号若しくは前号」に改め、同号を同欄第4号とし、同欄第2号の次に次の1号を加える。

3 臨床研修医に対する貸付金の貸付けを受けた者で、かつ、引き続いて後期研修医に対する貸付金の貸付けを受けたもの（臨床研修を修了した日の属する月の翌月に（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）指定医療機関において後期研修を開始したものに限る。）が、当該後期研修医に対する貸付金の貸付けを受けた日の属する年度の翌年度の4月から（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）引き続いて一定の期間（臨床研修医及び後期研修医に対する貸付金の貸付けを受けた回数が、それぞれ2回及び1回の場合にあっては3年間、それぞれ1回の場合にあっては2年間とし、これらの期間のうち特認指定医療機関において医師の業務に従事した期間については、当該期間を通算した期間に3分の2を乗じて得た期間をもって計算するものとする。）（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため特定地域医療機関において医師の業務に従事することができなかった期間（特定地域医療機関以外従事期間を含む。）を除く。）特定地域医療機関において医師の業務に従事したとき。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。